

地域福祉計画及び活動計画策定事業の考え方について (計画策定にあたり踏まえるべき国・県の動向)

近年、地域福祉を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化、さらには経済格差の拡大など、地域で暮らす人々の課題はより複雑化・多様化しています。これに対応するため、国や自治体では、制度の見直しや新たな支援の仕組みづくりが進められてきました。

国においては、平成28年のニッポン一億総活躍プランにおいて、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化等の社会情勢を踏まえ、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして「**地域共生社会**」が打ち出されました。

この「地域共生社会」の実現を目指すため、平成30年の社会福祉法の改正においては、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すとする、「**我が事・丸ごと**」の地域福祉推進の理念が明記されました。そして、この理念を実現するため、市町村が、①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携調整等を行う体制づくり、③生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働し、複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりに努めることとされました。また、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけるよう、地域福祉計画の充実が図られました。

その後、令和2年に社会福祉法が改正され、包括的な支援体制を整備するための方策として「**重層的支援体制整備事業**」が創設されたほか、孤独・孤立対策推進法をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

■ 計画に踏まえるべき主な動向

平成28年度	○ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（5月） ○ 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（6月） ○ 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（12月）
平成29年度	○ 「再犯防止推進計画」閣議決定（12月）
平成30年度	○ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（4月）
令和元年度	○ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（9月） ○ 「『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会』最終とりまとめ」公表（12月）
令和3年度	○ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（4月） ○ 「孤独・孤立対策の重点計画 令和3年度」閣議決定（12月） ○ 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（3月）
令和4年度	○ 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」公表（4月） ○ 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（3月）
令和5年度	○ 「こども基本法」施行・「こども家庭庁」設立（4月） ○ 「こども大綱」閣議決定（12月） ○ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（1月）
令和6年度	○ 「孤独・孤立対策推進法」施行（4月） ○ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（4月） ○ 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行（9月）
令和7年度	○ 「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ公表（5月） ○ 「全社協 福祉ビジョン 2025」策定（5月）

1 地域福祉に関連する動向

〔 国の動向 〕

(1) 『『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会』最終とりまとめ』（令和元年）

平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」で地域共生社会の理念が示されました。厚生労働省は「地域共生社会の実現」を福祉改革を貫く基本コンセプトに掲げ、対人支援領域における包括的支援と地域支援を総合的に推進する取組を進め、平成30年4月施行の社会福祉法一部改正では、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

これらの流れを踏まえ、令和元年12月の最終とりまとめでは、市町村において包括的な支援体制の構築を推進するため、①「断らない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新たな事業を創設すべきであるとの提言がなされました。

(2) 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年）

令和3年4月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援が明記され、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

＊＊ 重層的支援体制整備事業 ＊＊

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、世代や属性を問わない包括的な支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図る、社会福祉法(第106条の4)に規定された事業です。人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されました。「属性や世代を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとされています。

(3) 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」（令和4年）

生活困窮者自立支援法については、法律の施行後5年(令和5年)を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、生活困窮者支援においては、支援対象者像の変化や支援ニーズの多様化などの新たな課題が表面化しており、こうした課題に対する制度的な対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」において「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」をまとめました。今後、この論点整理を踏まえ、制度改正に向けた具体的な検討を深めていくこととされました。

＊ ＊ 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」における総論 ＊ ＊

(法施行後の状況)

- 生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)は、理念として「生活困窮者の自立と尊厳の確保」及び「生活困窮者支援を通じた地域づくり」という2つの目標と、包括的・個別的・早期的・継続的・分権的・創造的な新しい支援のかたちを掲げ、全国で様々な実践が重ねられてきた。新規相談者数や継続的に支援した人数は年々増加し、その多くに自立に向けた変化が見られるなど、着実に効果が現れている。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

- 令和2年春から続くコロナ禍は、社会の脆弱性を照らし出し、その影響は世代・属性を超えて非常に広範囲に及んだ。自立相談支援機関の相談窓口における新規相談受付件数や緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の申請件数は急増し、とりわけ個人事業主やフリーランス、外国人、若年層などこれまで生活困窮の相談窓口にあまりつながっていなかった新たな相談者層からの相談が増加した。
- こうした状況に対して、支援現場においては、感染防止対策を講じつつ急増する相談・申請等に連日対応し、新たな相談者層の支援ニーズに対応するため、試行錯誤を重ねてきた。こうした取組により、コロナ禍において法が生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしたこと、すなわち法が必要不可欠なものであることが改めて認識された。
- 一方で、コロナ禍においては、従来法が想定していなかった特例的な給付・貸付事務に対応した結果、従来の伴走型支援の実践が難しくなり、法の理念が揺らいでいるのではないかとの声も聞かれる。

- また、コロナ禍における法と生活保護法の関係についても、検証を行う必要。

(地域共生社会や関連施策との関係について)

- 地域共生社会は、法の考え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて共通理念化したものであり、令和3年度から施行された重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」という。)は、この理念を実現するための1つの仕組みである。法において積み重ねられた実践は、地域共生社会の実現に向けて、市町村の包括的な支援体制の整備における重要な基盤となり得るものである。
- 法施行以降も、様々な関連施策がとりまとめられている。生活困窮者を取り巻く施策の多様化という良い面がある一方、法の目指す包括的な支援を実現するためには、生活困窮者支援の分野として、そうした施策との連携体制の構築が必要。

(4) 「こども基本法」施行・「こども家庭庁」設立（令和5年）

少子化の進行や児童虐待、いじめなど、こどもを取り巻く様々な社会問題に対し、より本質的かつ効果的な対応を図ることを目的に、令和5年に「こども家庭庁」が創設されました。これにより、従来は内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁にまたがって実施されていたこどもに関する政策や支援が、一元的に推進される体制が整えられました。

また、令和4年6月には「こども基本法」が制定され、翌令和5年4月に施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、全てのこどもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的としています。法律では、こども施策の基本理念に加え、「こども大綱」の策定や、こどもや若者の意見を施策に反映させるための仕組みなどが定められています。

さらに令和6年には、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（改正後は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」）が改正されました。これにより、ヤングケアラー支援や貧困の予防といった、こどもの将来や社会構造に大きな影響を与える課題への対策が、法律に明記されました。これらの動きは、「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、社会全体でこども施策を総合的かつ強力に推進していくための重要な一歩となっています。

** 「こども基本法」の基本理念 **

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神の通り教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(5) 「孤独・孤立対策推進法」(令和6年)

社会構造の変化によって個人と社会及び他者との関わりが希薄になり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、一層の孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。こうした状況を受け、「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月に施行されました。この法律では、孤独・孤立の状態が人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得ることを踏まえ、国・地方公共団体・関係機関が連携して支援を行う責務が定められています。

また、令和6年6月、孤独・孤立対策推進法に基づき「孤独・孤立対策重点計画」が策定されました。この計画では、相談支援、官民連携、啓発活動、人材育成、実態調査などを柱として、孤独・孤立の予防と支援を総合的かつ計画的に進める方針が示されています。地方公共団体に対しては、関係機関による「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が努力義務として課されており、地域における情報共有と支援体制の強化が求められています。

** 「孤独・孤立対策重点計画」のポイント **

◆ 基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

◆ 孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

(6) 「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ(令和7年)

令和6年から開催された「地域共生社会の在り方検討会議」において、人口減少や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、社会構造の変化を踏まえた議論が重ねられ、令和7年5月に中間とりまとめが公表されました。

本とりまとめでは、福祉分野にとどまらず、まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等との連携や地域との協働を通じて、包括的な支援体制の整備を進めることが、2040年に向けた地域共生社会の深化に不可欠であると示されました。

※※「中間とりまとめ」のポイント ※※

1 地域共生社会の更なる展開

- (1) 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
- (2) 包括的な支援体制の整備に向けた対応
- (3) 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2 身寄りのない高齢者等への対応

- (1) 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- (2) 日常生活支援、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
- (3) 身寄りのない高齢者等を支えるネットワークの構築

3 成年後見制度の見直しへの対応

- (1) 判断能力が不十分な人の地域生活を支える事業を新設
- (2) 権利擁護支援推進センター(現在の中核機関、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応)を法定化

4 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- (1) 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- (2) 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

5 社会福祉における災害への対応

- (1) 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- (2) DWAT(災害派遣福祉チーム)の平時からの体制づくり・研修等の実施

(7)「全社協 福祉ビジョン 2025」(令和7年)

全国社会福祉協議会では、コロナ禍等による社会情勢の激変を受けて「全社協 福祉ビジョン 2020」を改定し、令和7年度を始期とする「全社協 福祉ビジョン 2025」を令和7年5月に策定しました。このビジョンは、全国の福祉組織・関係者が、それぞれの地域の実情に応じた「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた地域づくりを進めていく上での役割を整理し、社会に発信・実践していくことを目的としています。

「全社協 福祉ビジョン 2025」では、実践に向けた取組として、「全社協 福祉ビジョン 2020」から継続して取り組む項目のほか、「地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する」「権利擁護を推進する」「福祉のミッション(使命、役割、存在意義)を発信し、新たな時代の福祉の基盤づくりに取り組む」ことなどが示されています。

＊ ＊ ともに生きる豊かな地域社会 ＊ ＊

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会

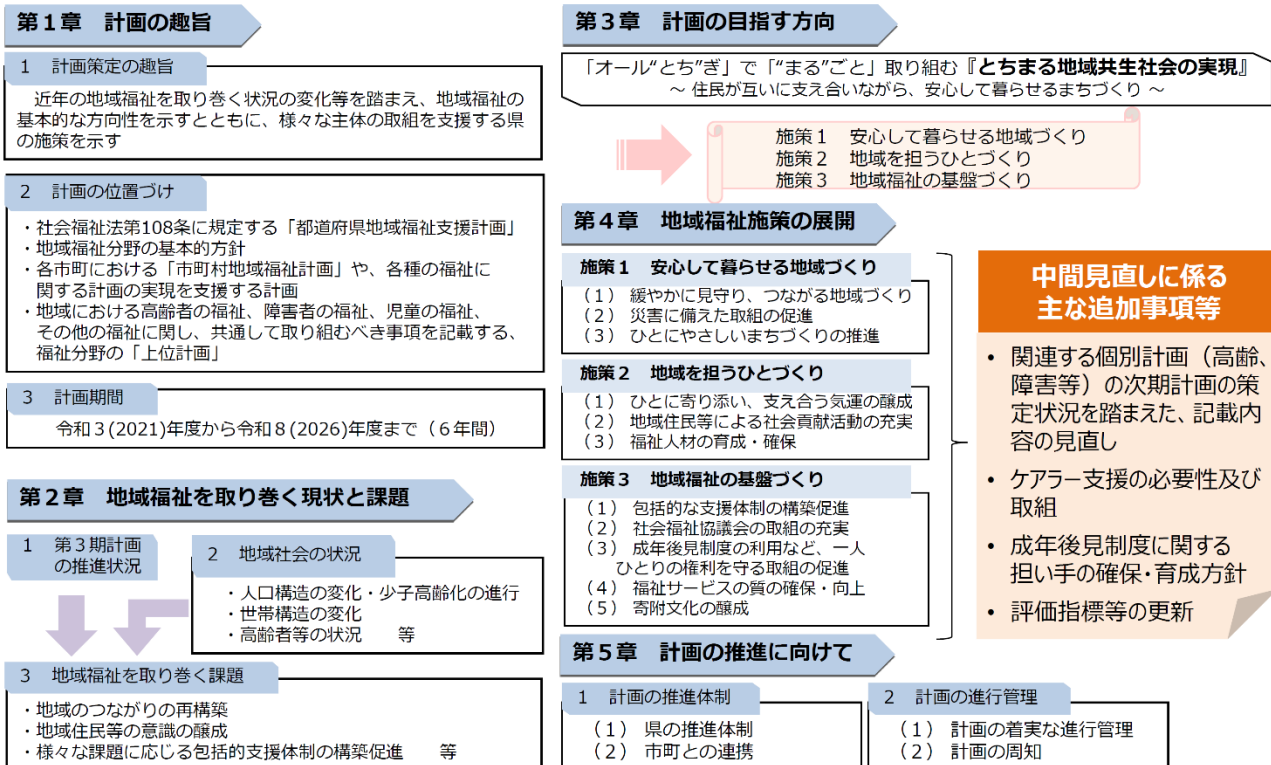
〔 県の動向 〕

(1) 「栃木県地域福祉支援計画(第4期 中間見直し版)」(令和6年)

栃木県では、社会福祉法第108条に基づき策定する「都道府県地域福祉支援計画」として、令和3年3月に「栃木県地域福祉支援計画(第4期)」(令和3年度～令和8年度:6か年計画)を策定しました。また、計画期間が3年を経過する令和6年3月には進捗状況を中間的にとりまとめ、計画期間中における状況の変化に対応するため、中間見直しを行いました。

「栃木県地域福祉支援計画(第4期 中間見直し版)」の概要 (計画期間R3(2021)～R8(2026))

- 令和5(2023)年度末を以て計画期間が3年経過することや、高齢・障害等それぞれの分野において次期計画が策定されることなどを踏まえ、計画期間中における状況の変化に適切に対応するため、中間時点における必要な見直しを行うもの。



出典: 栃木県「栃木県地域福祉支援計画(第4期中間見直し版)の概要」

2 成年後見に関連する動向

〔 国の動向 〕

(1) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成 28 年)

高齢化の進展等に伴う認知高齢者や、知的障がいや精神障がいのある方の数は増加傾向にあり、判断能力が不十分なことにより、介護保険サービス利用の契約や金銭管理などに対し不安を抱える方が増えています。

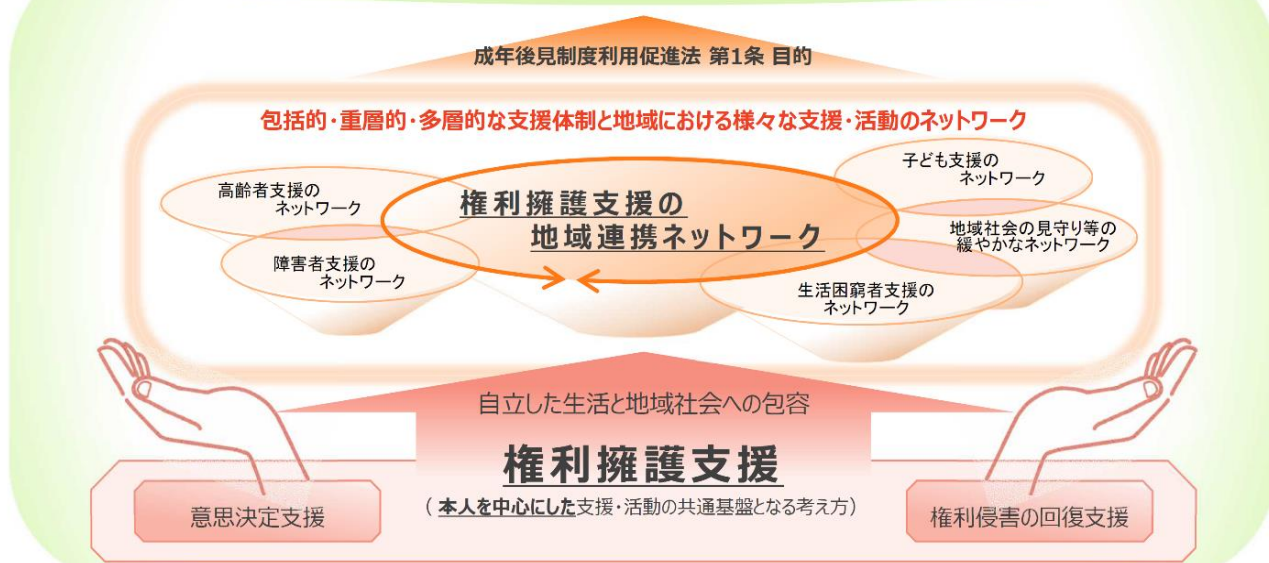
このような方々の権利擁護を行う手段として平成12年に成年後見制度が創設されましたが、利用は低調であり、本来制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できていないといった課題が顕著となりました。これを受けて、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立し、同法に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画(平成29年度～令和3年度)」が閣議決定され、制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備が進められました。

(2) 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年)

令和4年3月、成年後見制度利用促進基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取組も進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

令和6年2月、法務大臣は法制審議会に対し「成年後見制度の見直し」について諮問(諮問第126号)を行い、制度改正に向けた正式な審議が開始されました。この諮問は、高齢化の進展や障害者権利条約の審査結果を踏まえ、本人の尊厳や権利擁護をより重視する制度への転換を目的としています。

地域共生社会の実現



出典:厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

＊ ＊ 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」における総合的・計画的に講ずべき施策 ＊ ＊

- 1 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善策
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
 - (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
 - (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
 - (4) 包括的・多層的な支援体制の構築
- 4 優先して取り組む事項
 - (1) 任意後見制度の利用促進
 - (2) 担い手の確保・育成等の推進
 - (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用促進事業の推進
 - (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
 - (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

3 再犯防止に関連する動向

〔 国の動向 〕

(1) 「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年)

再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示すため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が施行されました。

(2) 「第二次再犯防止推進計画」(令和5年)

国では、再犯の防止等の推進に関する法律において策定が定められた「再犯防止推進計画」を平成29年12月に公表しました。その後、第一次再犯防止推進計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」(令和5年度～令和9年度)が閣議決定されました。「第二次再犯防止推進計画」では、7つの重点課題が示されています。

※※ 「第二次再犯防止推進計画」における7つの重点課題 ※※

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

※ 「6 地域による包摂の推進」の中で、「市区町村の役割」が明記されました。

③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住居の確保

- 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
- 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用等の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率

出典：法務省「第二次再犯防止推進計画(概要)」

〔 県の動向 〕

(1)「第2次栃木県再犯防止推進計画」(令和7年)

県においては、「栃木県再犯防止推進計画」(「第1次計画」)が令和2年2月に策定されました。

その後、国において令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されたこと、また、令和6年から施行された「孤独・孤立対策推進法」に基づき国が作成することとされている「孤独・孤立対策重点計画」には、再犯防止の取組を通じた孤独・孤立対策施策が含まれており、県においても国や他の地方公共団体、当事者等への支援を行う者等との連携と協働に努めるものとされていることを受けて、「第2次栃木県再犯防止推進計画」(令和7年度～令和11年度)を令和7年3月に策定しました。

第2次栃木県再犯防止推進計画【概要】

第3章 計画の基本的な考え方		目標	重点的取組
目指す姿 自立更生者が立ち直り、地域社会の一員として共に歩むことのできる“とちぎ”		> 出所受刑者の2年以内再入率※の低下 ※ 該当年及び該当年の翌年の再入者数 (再入所に係る執行時の居住地在栃木県である者) 該当年の全出所受刑者数 > 全市町における再犯防止推進計画の策定	> 国・県・市町・関係団体間で、それぞれが持ち合わせる支援手段を融合した、サポート体制の充実 > 広報啓発活動を強化し、再犯防止活動への県民の理解促進 > 子どもたちの規範意識の醸成や“立ち直り”に対する理解を深めるため、更生保護活動や非行防止をテーマとする教育機会の提供
第4章 基本的な施策		※主な取組。下線は新規取組。	
1 生活環境の整備		2 更生意欲の醸成	
(1) 就労支援	・ 自立更生者の雇用、職場定着に向けた支援等 ・ 女性の就労支援 ・ 協力雇用主の確保に向けた広報等 ・ 公共工事における協力雇用主への優遇	(1) 犯罪被害者等の心情理解の促進 (2) 自立更生者・家族等への支援	・ 「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の円滑な運用に向けた協力 ・ 相談窓口の運用、更生支援ハンドブックの作成
		3 サポート体制の充実	
(2) 住居確保支援	・ 低所得者に対する県営住宅への入居 ・ 入居を拒まない民間賃貸住宅に関する情報提供	(1) 国・市町・民間協力者との連携 (2) 関係団体等との連携 (3) 協力者に対する表彰	・ 会議、研修会の開催による情報提供 ・ 市町等と連携した更生保護活動の啓発促進 ・ 保護司の担い手確保のための協力 ・ 支援活動のネットワーク参加への呼びかけ ・ 民間協力者に対する表彰
(3) 保健医療・福祉による支援	・ 福祉的支援が必要な自立更生者への支援 ・ 被疑者・被告人等に対する身体拘束中からの支援等(入口支援) ・ 依存症者(薬物、アルコール、ギャンブル等)やその家族等への支援		
(4) 学校等と連携した修学支援・非行の防止	・ 矯正施設における学習活動への協力 ・ 困難を抱える少年やその家族に対する相談支援 ・ うつのみや法務少年支援センターによる地域援助の活用促進		
(5) 犯罪をした人の特性に応じた効果的な指導の実施等	・ 「禁止命令等」の措置を講じたストーカー加害者や「保護命令」の相手方となったDV加害者に対する指導		
		4 地域による包摂の推進に向けた理解促進	
		(1) 関連分野との連携 (2) 広報・啓発活動	・ 保健・福祉、住居確保、青少年健全育成など各分野の計画に自立更生者支援の観点を明記 ・ 市町再犯防止推進計画の策定への支援 ・ 教育機関における保護司等による教育機会の提供 ・ 青少年健全育成に関する出前講座の実施 ・ 刑務所作業製品展示即売会の機会拡大による理解促進

出典:栃木県「第2次栃木県再犯防止推進計画【概要】」